

KSK 令和6年4月号 川身協事務局通信

公益財団法人 川崎市身体障害者協会
川崎市障害者社会参加推進センター
川崎市障害者スポーツ協会
TEL044-244-3975 FAX044-246-6943
E-mail : zksk@nifty.com
ホームページ : <http://kawashinkyo.org>

- ☆ 公益財団法人川崎市身体障害者協会 令和6年度 基本方針
- ☆ 令和6年度川身協主要行事予定 ☆ 川崎市ホームページがリニューアルされました
- ☆ 合理的配慮の提供が義務化されます
- ☆ 青い鳥郵便葉書の無償配布のお知らせ

公益財団法人川崎市身体障害者協会 令和6年度 基本方針

1 公益目的事業の推進

障害者の社会参加の推進及び福祉向上のため、効率的かつニーズに合致した事業の実施を図りつつ、障害者の日常生活の支援に関する事業等の推進に取り組む。

- ①障害のある人もない人も支え合える共生社会の実現を目指し、心のバリアフリーの推進、建築施設等ハード面のバリアフリー水準の底上げ、障害者の権利を守る活動の推進など、啓発・普及活動のより一層の充実に取り組み、もって市民の障害(者)に対する理解を深めるための活動を推進する。
- ②障害者社会参加推進センター事業においては、継続して実施している各種教室や研修等の充実に取り組み、文化活動関連の事業についても推進を図る。
- ③障害者スポーツ協会事業においては、実施事業の拡充や障害者がスポーツに触れる機会の拡大及び市民の障害者スポーツに対する理解の促進に取り組むとともに、障害者スポーツ協会の体制整備に取り組む。
- ④ホームページを活用して、情報発信力の強化・コンテンツの充実などに取り組み、障害者がより様々な情報に触れることができるよう推進する。

2 法人組織体制の整備

より良い人材を確保し、職員を研修等へ積極的に参加させ資格取得・スキルアップを図る等により職員の資質向上に取り組むとともに、労働環境・労働条件の改善や職員の特性を鑑みた配置を図り、法人の組織体制の整備を推進する。

又、賛助会員を獲得するための活動や寄付金の募集活動に取り組み、法人の財政基盤の強化を推進する。

3 障害者関係団体及び関係機関との連携強化

障害者の高齢化、重度化、障害者ニーズの多様化により障害者団体活動が難しくなっている現状を踏まえ、障害児者が安心して暮らせる社会の実現に関し障害者関係団体とその役割を果たせるよう、支援に取り組む。

また障害関係以外の様々な関係機関とも有機的に連携し、効果的な事業の実施・活動の実現に取り組む。

4 非常災害に備えた取り組み

非常災害時に避難行動や避難所での生活などにおいて障害者が取り残されることがないように、地域や関係団体及び行政機関との連携を図りつつ、非常災害に備える取り組みを推進する。

障害者が地域で安心して暮らせる社会、共生社会の実現がなされるよう願うと共に、本会はその実現に向け、基本方針に沿って障害者には勿論のこと、広く市民に親しまれるよう、様々な事業に取り組んで参ります。

本会は公益財団法人となり12年目を迎えます。公益法人の使命は公共の福祉に奉仕することと常に自覚し、公正で合理的な開かれた運営を図り、とりわけ身体障害者や障害者の福祉の向上に資する事業を行うことをもって公益の増進に取り組んで参ります。

令和6年度川身協主要行事予定

令和 6 年

- 4 月 6 日 (土) 市障害者スポーツ大会①アーチェリー大会 カルッツかわさき 弓道場
- 2 8 日 (日) 市障害者スポーツ大会②水泳大会 多摩スポーツセンター プール
- 5 月 1 1 日 (土) 市障害者スポーツ大会③フライングディスク大会 井田グラウンド・井田体育館
- 2 6 日 (日) 市障害者スポーツ大会④陸上競技大会 等々力陸上競技場
- 6 月 1 日 (土) 市障害者スポーツ大会⑤卓球大会 幸スポーツセンター 大体育室
- 7 月 7 日 (日) 身体障害者福祉大会 会館とどろき (予定)
- 2 0 日 (土) 身体障害者ボウリング大会 川崎グランドボウル
- 1 0 月 2 6 日 (土) ~ 2 8 日 (月) 第 2 3 回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」
佐賀県 SAGAサンライズパークSAGAスタジアム他
- 1 1 月 9 日 (土) 身体障害者カローリング大会 カルッツかわさき 小体育室
- 1 6 日 (土) 障害者週間記念のつどい とどろきアリーナ (予定)
- 2 3 日 (土) 身体障害者グラウンドゴルフ大会 井田グラウンド・井田体育館
- 1 2 月 1 5 日 (日) 身体障害者ボッチャ大会 高津スポーツセンター 大体育室

令和 7 年

- 2 月 1 日 (土) 市障害者スポーツ大会⑥ボウリング大会 川崎グランドボウル
- 2 月 1 1 日 (火祝) 市障害者スポーツ大会⑦ボッチャ大会 高津スポーツセンター 大体育室

上記の他、・障害者のための文化・レクリエーション「カルチャースクール」・障害者作品展
・障害者スポーツプログラム・誰でもスポーツ広場・中身館フェスティバルなどを予定しています。
日時や会場等は、改めてご案内いたします。

※予定は中止または変更される場合がございます。予めご了承ください。

予定の詳細につきましては、直近の情報をご確認ください。



川崎市ホームページがリニューアルされました

川崎市のホームページが 11 年ぶりに全面リニューアルされました。見た目が一新されただけでなく、下記の 3 点に変更されたことにより、以前よりも快適に閲覧・検索ができるようになったそうです。

1. 知りたい情報を見つけやすく

余白を確保したデザインや読みやすい文字フォントを採用するなど、ページの見た目を一新し、市ホームページを初めて御覧になる方にも、わかりやすいデザインとなりました。

また、ページの分類などのメニュー表示を全面的に見直し、検索機能もシンプルになり、目的のページが探しやすくなりました。

2. オンライン手続が利用しやすく

川崎市では、法令等により対面による審査・指導・相談や、証拠資料の原本提出が必要となるものを除き、行政手続の原則オンライン化を実施していて、市役所や区役所の窓口に行かなくても「オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI)」等からアクセスして、オンラインで手続することができます。

新しいホームページではどのページからでも右上の「メニュー」からオンライン手続へ簡単にアクセスできます。

3. イベントが探しやすく

トップページから入れる「イベントカレンダー」のコーナーでは、市に関係するイベントが日付ごとに分けられ、開催区や募集状況などがアイコンで一目で分かるようになりました。

また、種類、日程、対象者などの条件を組み合わせ、簡単かつ詳細に検索できます。

画像イメージ (パソコン)



画像イメージ (スマートフォン)



☆ 合理的配慮の提供が義務化されます ☆

令和 3 年 5 月の障害者差別解消法の改正により、民間企業も含めた全ての事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が 4 月 1 日から義務化されます。

障害者差別解消法とは

障害者差別解消法（正式名称：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障害のある人もない人も、お互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

「不当な差別的取扱いの禁止」とは

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

- (例) ・車いすを使っていることを理由に、お店に入ることを断る。
- ・お店に入るのに保護者や介助者などの付き添いを求める。

「合理的配慮の提供」とは

障害のある人から、配慮をしてほしいという意思表示があった場合に、過重な負担とならない範囲で対応することです。

- (例) ・段差がある場合に、車いすを利用している方の補助を行う。
- ・障害のある人の障害特性に応じて、座席を決める。

👉 合理的配慮の提供の方法は一つではなく、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて柔軟に対応することが重要です。

👉 負担が重すぎる場合でも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

不当な差別的取扱いを受けた場合、合理的配慮をしてほしい場合

行政機関や事業者が行う事務・事業の中で、不当な差別的取扱いを受けたと思われるときや合理的配慮の提供をしてほしいときは、その事務・事業を行っている行政機関や事業者申し出て、相談してみましょう。

行政機関への相談

- ・事務や事業を行っている担当部署や人事担当課に相談してみましょう。

事業者への相談

- ・まずは当該事業者の設置する相談窓口などに相談してみましょう。
- ・相談によっても解決が図られないときなどは、その事業者を担当する行政機関などに相談してみてください。
- 👉 事業者の監督権限については、川崎市がその事業者の監督権限を持つ場合もあれば、国等が監督権限を持つ場合もあります。

詳しくは川崎市ホームページよりご確認ください。

川崎市 HP



青い鳥郵便葉書の無償配布のお知らせ

日本郵便(株)は、重度の身体障がい者および重度の知的障がい者で、受付期間内にご希望いただいた方に「青い鳥郵便葉書」を無料で配布します。「青い鳥郵便葉書」は、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常葉書 20 枚を封入したものです。

1 配付対象

- (1) 重度の身体障がい者
身体障害者手帳に「1級」または「2級」の表記がある方
- (2) 重度の知的障がい者
療育手帳に「A」または「1度」もしくは「2度」の表記がある方

2 受付期間

2024年4月1日(月)から同年5月31日(金)まで
(配付は2024年4月22日(月)以降となります。)

3 配付するはがきの種類

- (1) 通常郵便はがき(無地、インクジェット紙またはくぼみ入り(注1))
- (2) 通常郵便はがき・胡蝶蘭(無地またはインクジェット紙)

4 配付枚数

お一人につき、上記配付はがきの中からいずれか1種類を20枚

5 お申し出方法

(1) 窓口

最寄りの郵便局の窓口にご身体障害者手帳または療育手帳をご提示いただき、「青い鳥郵便葉書配付申込書」(別紙)に必要事項をご記入の上、ご提出ください。

なお、代人によるご提出も可能です。

(2) 郵送

適宜の用紙に、別紙と同等の内容を記入して、身体障害者手帳または療育手帳の写しとともに最寄りの郵便局に郵送してください。

なお、手帳の写しは、別紙の内容(手帳の種類、級別または程度、氏名および住所)が確認できるページをお送りください。

6 配付方法

2024年4月22日(月)以降、最寄りの配達を担当する郵便局からお届けします。(注2)

(注1) 「くぼみ入り」は、視覚障がいの方が使いやすいように、郵便はがきの表面左下部に半円形のくぼみを入れ、上下・表裏が分かるようにした郵便はがきです。

(注2) 郵便局の窓口ではお渡ししておりません。

配布申込書



お問い合わせ先

日本郵便株式会社 お客様サービス相談センター

0120-2328-86 (フリーダイヤル)

携帯電話から 0570-046-666 (有料)

受付時間 平日 8:00~21:00、土・日・休日 9:00~21:00

発行人 神奈川県障害者定期刊行物協会

〒222-0035 横浜市港北区鳥山町 1752 番地

障害者スポーツ文化センター横浜ラポール 3F 横浜市車椅子の会内

編集人 公益財団法人川崎市身体障害者協会事務局

〒210-0834 川崎市川崎区大島 1-8-6 南部身体障害者福祉会館 3F

頒価 10 円